

## 基本計画(素案)へのご意見について

## 1. 基本計画(素案)に対する質問・意見等

事前にいただいた基本計画(素案)への質問・意見等に対する対応を表 1 に示す。

表 1 基本計画素案への質問・意見等に対する対応

No	頁	質問・意見	対応
1	9	図 2.2 本組合におけるごみ処理の流れ 焼却灰とばいじんの資源化は「セメント資源化」と表現してはどうか。 可燃ごみと粗大ごみは全量が資源化で、埋立処分は全くないということか。	焼却灰とばいじんの資源化について、「セメント資源化」と記載する。 現施設の処理工程においては、粗大ごみの破砕物は分別が難しいため全て焼却処理を行い、セメント原料として資源化している。 P16、図2. 3については、粗大・不燃ごみ処理施設とプラスチック資源化施設から発生する不燃残さについての記載が漏れていたため、追記する。
2	14	2)可燃ごみ処理における補助的な施設の検討 補助的な施設の検討について、どんな施設の検討を行ったのかを明記していただきたい(きちんと議論していないと誤解している方がいるため)。	検討対象施設について記載する。 また、表 2.6 において固形燃料化を「主要な施設」に分類していたが、建設検討委員会での検討を踏まえ、「主要な施設/補助的な施設」と修正する。 なお、資料編についても本編と合わせてパブリック・コメントで参考資料として添付するため、詳細な検討内容は資料編参照のままとする。
3	14 15	(2)整備対象施設の検討 1)可燃ごみ処理施設以外の施設の検討、2)可燃ごみ処理における補助的な施設の検討とあるが、主要施設の検討がない中で、3)整備対象施設と続くため、項目立てに違和感がある。	(2)整備対象施設の検討の見出しの後に、「現施設も所有している可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設については、処理継続のため、新施設においても整備することとする。これらの施設以外について、整備対象施設を検討した。」と追記する。
4	16	図 2.3 新施設のごみ処理の流れ 剪定枝について、地域還元の下に「堆肥化」と記載してはどうか。	ご意見及び建設検討委員会の検討結果を踏まえ、地域還元の下に「堆肥化・チップ化」と記載する。
5	17	図 2.4 建設予定地周辺の状況 建設予定地について、地図上の線引きが異なっているのではないか。	誤りであったため、訂正する。
6	19	図 2.5 地形の状況 画像が不鮮明で谷底平野(Ⅰ)と(Ⅱ)、被覆砂丘、湿地などの区別が分からない。	昭和51年3月発行の図面であり、出典元のデータの解像度も高くないため、図 1 に示す別図(治水地形分類図)で差し替える。なお、差し替えに伴い本文等も修正する。

No	頁	質問・意見	対応
7	20	4)地盤状況 ボーリング柱状図を載せられないか。	図 2 に示すボーリング柱状図を掲載する。
8	20 97 112	表 2.9 ユーティリティ条件 井戸水の項目に「井戸の整備を検討する。」とあるが、後ろの方(p.97やp.112)では井戸水を使用する記述がある。井戸に関する記述について、全体で整合性をとる必要がある。私は、井戸の整備を基本とすることで良いと考える。	p.20 の文章は、p.97 に合わせて「井戸の整備を基本とする」と修正する。
9	21 141	1)搬出入ルート 「搬出入」や「入退場」は、「搬入出」としたほうがよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正する。
10	21	図 2.6 建設予定地周辺の道路状況 固有名称に誤字がある。 (現地立て札で再確認した。) 誤)西浦用水 正)西裏用水	誤りであったため、訂正する。
11	21	1)搬出入ルート 2段落目「周辺には国道 17 号」とあるが、図 2.6 には国道 17 号の記載がない。	ご指摘を踏まえ、図に記載する。
12	29	図 3.2 ごみ排出量の推移(構成市町全体) 年度ごとの合計値を棒グラフの上部に記載できないか。	年度ごとの合計値を追加する。
13	30	表 3.1 構成市町のごみ排出量の推移 鴻巣市の家庭系ごみの合計に、有害ごみ等の数値が含まれていないのではないか。	ご指摘のとおり、有害ごみ等が含まれていなかったため、訂正する。
14	33	重要ポイント 1段落目「建設検討委員会では、…検討していたが、…考慮し、構成市町村の一般廃棄物処理基本計画に示される目標値か目標値よりも小さい値を採用した。」について、下線部の表現がおかしいのではないか。 推計値と目標値を比較して、小さい値を採用したのであれば、「目標値か、または、目標値よりも小さな値(トレンド推計値)を採用した。」ということか。	目標値よりも小さい値には、トレンド推計値だけでなく、表 3.3※4 に示すとおり家庭系可燃ごみの調整した値も含まれるため、このような記述とした。 ただし、調整した値の説明が表 3.3 の注釈以外にないため、本文中に明記するように修正する。

No	頁	質問・意見	対応
15	38	コラム③ 何のためにこのコラムを書いたのか目的が分かりにくい。令和10年度以降だと交付金が減額になり構成市町の負担が増えるから、令和9年度までに着工したいということをはっきり書いたらどうか。	令和10年度以降着工となる場合に、交付対象経費上限額が下がることで構成市町の負担が増加することを避けるため、本事業スケジュール通り令和9年度の着工を目指すことを明記する。
16	42	3.2.2 施設規模の設定 2段落目「なお、年間必要処理量については、今後実施する整備運営事業発注手続きにおいても最新の情報を用いて算定を行うため、今後のごみ処理実績により施設規模は変更となる可能性がある。」について、下線部を目立つようにしたほうがよい。	ご指摘を踏まえ、下線を引くなどして目立つように工夫する。
17	43	3.3.1 計画ごみ質について 新施設において粗大・不燃ごみ処理施設・で発生する可燃残さにはリサイクルできないプラスチック類など発熱量の高いものが多く含まれると考えられる。炉の設計に影響する可能性があるため、要求水準書においてはその点を考慮すべきである。	ご指摘を踏まえ、要求水準書時には考慮する。
18	65	(1)埼玉県内における灰資源化の取組みについて 最終処分(埋立て)を行わずセメント資源化をしている理由として、「埼玉県内では、最終処分場が逼迫している」と簡単に書かれているが、コスト面なども含め、セメント資源化が最善の選択であることを明記できないか。	No18 について、(1)は埼玉県内の取組みについて記載したものであり、「最終処分場が逼迫している」という理由は、埼玉県清掃行政研究協議会がセメント資源化を行う背景である。 本組合が新施設においてセメント資源化を行う理由は(3)に示している。
19	65	(3)新施設の灰資源化計画 最終行「…現施設と同様にセメント原料化による灰の資源化を行うこととする。」とあるが、新施設の DBO 方式における事業範囲に、現施設で委託先としている民間事業者での灰資源化を組み込むことを意味しているか。 他の民間事業者への委託等、リスク分散は考慮しないのか。	No19 について、灰の資源化は DBO 方式における事業範囲外である。一方、今後、当組合において他の民間事業者等への委託によるリスク分散も検討していくことも考えられる。 以上、No18 及び19の意見を踏まえ、以下のとおり、追記する。 <u>「焼却灰及び飛灰の最終処分を行う場合には新たな最終処分場の整備または新たな処理委託先の確保が必要であることや、県内で灰のセメント資源化を実施しているという状況を踏まえ、新施設においても、セメント原料化による灰の資源化を行うこととする。ただし、リスク分散にも考慮する必要があるため、他の民間事業者等への委託についても今後検討する。」</u>

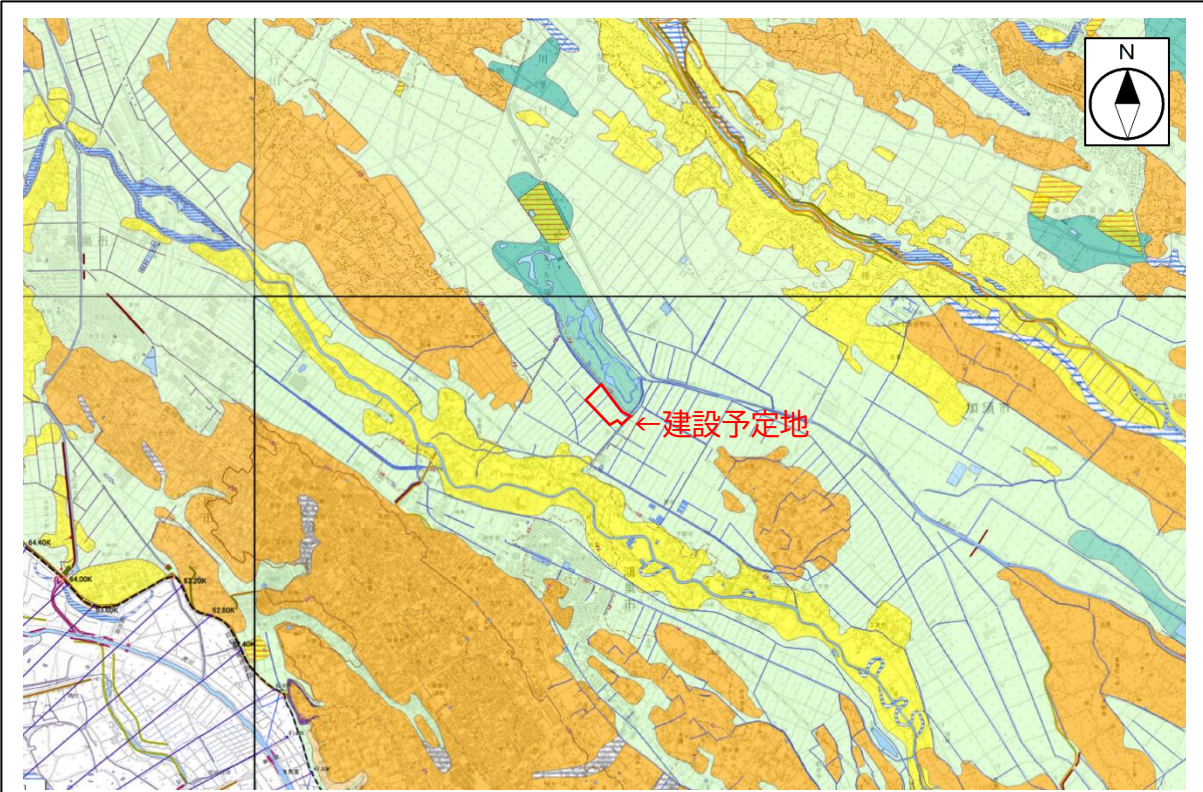
No	頁	質問・意見	対応
20	65	(2)現施設の灰資源化方法 説明文に違和感があるため再考してほしい。 「現施設は、埼玉県清掃行政研究協議会第5ブロックに所属し、現施設から発生した灰は、協議会の共同処理事業により、前項の民間事業者への処理委託で、セメント原料化による灰の資源化を行っている。」ことでよいか。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正する。 「現施設は、埼玉県清掃行政研究協議会第5ブロックに所属し、現施設から発生した灰は、協議会の広域委託処理事業により、前項の民間事業者への処理委託で、セメント原料化による灰の資源化を行っている。」
21	66	(1)粗大・不燃ごみ処理施設 最終行「不燃残さは、民間の処理事業者に処理を委託する。」とあるが、県の資源循環工場内にある埋立地、環境整備センターは利用しないのか。また、その理由は何か。	県の環境整備センターの利用も選択肢のひとつとして考えられるため、「等」を追記します。
22	66	(1)粗大・不燃ごみ処理施設 (2)プラスチック類資源化施設 「不燃残さは、民間の処理事業者に処理を委託する。」とあるが、具体的な処理方法を明記してはどうか。	「不燃残さは、民間の処理事業者等に埋立処分を委託する。」に修正する。
23	68	(4)剪定枝資源化施設 ページの余白が多いので、資源化施設のイメージ図を入れてはどうか。	他の質疑対応により記載が変更になる箇所もあるため、その後、ページの余白が少なくなるように工夫する。
24	75	(1)ごみ焼却に係る温室効果ガスの排出と削減 「なお」以下のカーボンニュートラルに関する部分を理解できていない方が多いと感じている。「重要ポイント」として、目立つように書けないか。	重要ポイントとして追記する。
25	75 78	図 3.13 可燃ごみ処理に係る温室効果ガス発生プロセス 中間処理・ごみ焼却の括弧中の「プラスチック、ペットボトル」は混入ごみを意味するのか。また、p.78 表 3.35 の注釈において、「ペットボトルについては各施設において焼却処理は行っていないため除外とした。」とあるが、この記載との整合性は取れているのか。	中間処理・ごみ焼却の括弧中の「プラスチック、ペットボトル」は混入ごみを示している。このことを踏まえると、混合ごみとしてのペットボトルは、その他廃プラスチックの中に含まれており、ご指摘のとおり、表 3.35 の注釈は整合が取れていなかったため、該当部分を削除する。

No	頁	質問・意見	対応
26	77	a)収集運搬(可燃ごみ) 年間走行距離を「構成市町の代表地点」とすることは適切か疑問である。参考とした基準・資料等はあるか。	構成市町の可燃ごみは集積所収集であるため、詳細な検討を行うには非常に時間がかかる。 収集運搬に係る二酸化炭素排出量は施設稼働やプラスチック類の燃焼と比べて影響が小さいということも踏まえ、分かりやすく簡易的な算出方法として、代表地点による試算を採用した。代表地点としては、人口重心点や市境までなどを採用するケースがある。 なお、詳細検討した場合においても結果は大きく変わらないと考える。
27	77	b)中間処理 ③電気使用による排出について、新施設における年間電力使用量はどのように求めたのか。	プラントメーカーへの市場調査の回答を参考に設定している。
28	78	d)生成物搬出 ⑨搬出車両による排出における「年間走行距離」は、どこまでの距離なのか。 ①収集車両による排出と同様に注釈を記載するべきではないか。	搬出先であるセメント資源化を行う工場までの距離を使用している。注釈を追記する。
29	78 79	(3)二酸化炭素排出量の算定結果 二酸化炭素の算定については、様々な要素を仮定して行っているため、参考としたほうがよいのではないか。	見出し及び図表タイトルに(参考)を追記する。
30	79	図 3.15 二酸化炭素排出量の算定結果 新施設においてもプラスチック類資源化施設から発生する可燃残さは焼却処理されるため、不燃ごみ中のプラスチック類の燃焼等を考慮するべきではないか。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の焼却処理による二酸化炭素排出量の算定で用いる「年間可燃ごみ処理量」には焼却施設以外から発生する可燃残さが含まれている。そのため、プラスチック類資源化施設から発生する可燃残さは、可燃ごみ中のプラスチック類として考慮している。
31	95	2)計画規模・想定最大規模の降雨による浸水への対策 3段落目「本計画では、…建築計画により施設に浸水対策を行うこと(パターンB)を基本とする」とある。基本だから、パターンBに限定しないということだと思うが、パターンAとBの折衷案も提案できるということをもう少し分かりやすく表現できないか。	「ただし、パターンA及びパターンAとBの折衷案についても、条件によりコストダウンの可能性があるため、競争性確保の観点から施設の機能維持を前提として民間事業者の提案によるものとする。」を追記する。

No	頁	質問・意見	対応
32	95 96	2)計画規模・想定最大規模の降雨による浸水への対策 記載が目立たないため、決定した対策パターンが分かりづらい。表 3.43 にどちらを選択したか分かるように示すのはどうか。	本文の記載及び表 3.43 を目立つように工夫する。
33	100	環境学習に関連し、環境保全関連数値の主要項目は屋外にも設置し、見学者のみならず広く市民に安全・安心事業を常に公開することも必要である。	表 3.46 測定値モニターの新施設への導入方針に「屋外の設置についても今後検討する。」を追記する。
34	100	ごみの減量も重要課題であるため、例えば、「環境/ごみ減量学習」というように、環境学習の重要項目とするのはどうか。北本市においてもセミナー/展示・啓発活動開催の取組みがある。	環境の中にごみの減量も含まれているため、基本計画の記載は「環境学習」のままとするが、施設の展示物等の内容として表 3.46 パネル学習の新施設の導入方針に構成市町の取組みが記載されているため「構成市町の取組み(ごみ減量等)」と記載する。
35	106 107 113	ページの余白が多いので、レイアウト等を工夫するべきである。	他の質疑対応により記載が変更になる箇所もあるため、その後、ページの余白がなるべく少なくなるように工夫する。
36	114	図 3.30 粗大・不燃ごみ処理施設の基本処理フロー(案) 不燃ごみは搬送・選別設備の後、粗大ごみの受け入れ供給設備に矢印が向かっているが、処理の流れが良く分からない。 不燃ごみの搬送・選別設備については文章での説明もないが、粗大ごみの搬送・選別設備と同じものなのか。	(1)の構成される(図 3.30)の後に、「なお、不燃ごみは袋に入った状態で搬入されることやリチウムイオン電池等の処理不適物の混入が多いことを踏まえ、破袋処理及び手選別処理を行った後に、粗大ごみと合わせて破碎処理及び選別処理を行うこととする。」を追記する。
37	114 ほか	3.10.2 粗大・不燃ごみ処理施設の基本処理フロー及び各設備計画ほか 可燃ごみ処理施設は処理方式を比較して焼却(ストーカ式)に決定したが、その他の施設の設備等は、どのような過程を経て機種等を決定する予定なのか。	可燃ごみ処理の場合は、採用する方式(焼却方式、熔融方式)により燃焼設備が大きく変わるため、建設検討委員会で議論し決定した。 その他施設の処理については、来年度以降実施する要求水準書を作成する際に検討する。
38	103- 131	3.10 プラント整備計画 計画部分について、記載が細かく DBO の提案の範囲を狭めているように見受けられる。ここまで詳細を記載する必要はないのではないか。	当該箇所には一般的な事項を記載している認識であるが、提案範囲を狭めていると誤解されないよう各設備計画の記載を必要最低限の内容とする。

No	頁	質問・意見	対応
39	124	<p>図 3.32 プラスチック類資源化施設の基本処理フロー(案)</p> <p>最終的には人力による確認・分別が必要になることは理解するが、そこに至るまでの更なる先進的機械化を推奨する。</p>	<p>選別工程に係る内容(人力で行う部分と機械で行う部分のバランス)については、事業者提案によるところもあるため、そのままとする。</p>
40	150 ～ 156	<p>4.1.3 事業方式の選定結果</p> <p>事業方式を実現性が高い DBO 方式としたことは理解する。反面、この方式は民間事業者にもメリットが見込めることを意味している。</p> <p>p.156 において、「市民町民からの信頼性」、「運転管理の監視体制」は、公共によるモニタリング及び民間事業者によるセルフモニタリングの徹底等により十分は対策を講じる」とあるが、応札者がいなければ、事業展開はできないことも注意すべきである。</p>	<p>基本計画における市場調査では、8社から回答があり、予定価格等の条件にもよるが、応札者がいないということは考えるににくい。そのような状況にならないように、今後、適切な調整を図る。</p>
41	152	<p>表 4.5VFM の算定結果</p> <p>売電収入は 1,145 百万円と記載されているが、現在の FIT/FIP 制度は恒久的な制度ではなく、見直しの議論も時折聞かれる。</p> <p>売電収入は事業収支に大きく影響すると思うが、買い上げ単価切り下げ等のリスクはないのか。</p>	<p>p.84 のコラムで記載のとおり、令和5年度より、FIT/FIP 制度を活用した場合には、発電等余熱利用施設に係る費用に一般廃棄物処理事業債が活用できないように改正された。</p> <p>現段階では FIT/FIP 制度を活用せずに一般の売買における金額を想定して売電収入を見込んでいる。</p> <p>ただし、今後、一般廃棄物処理事業債を活用するよりも、FIT/FIP 制度を活用した場合の方が有利であると判明した場合には、FIT/FIP 制度の活用も検討する。</p>
42	-	<p>現施設の解体については何ら記載がないが、DBOに含まないということは書いておくべきではないか。</p>	<p>p.148 4.1.2 事業方式の選定手順において、「(1)事業範囲」を追加し、本事業の範囲(現施設の解体を含まないこと)を明記する。</p>





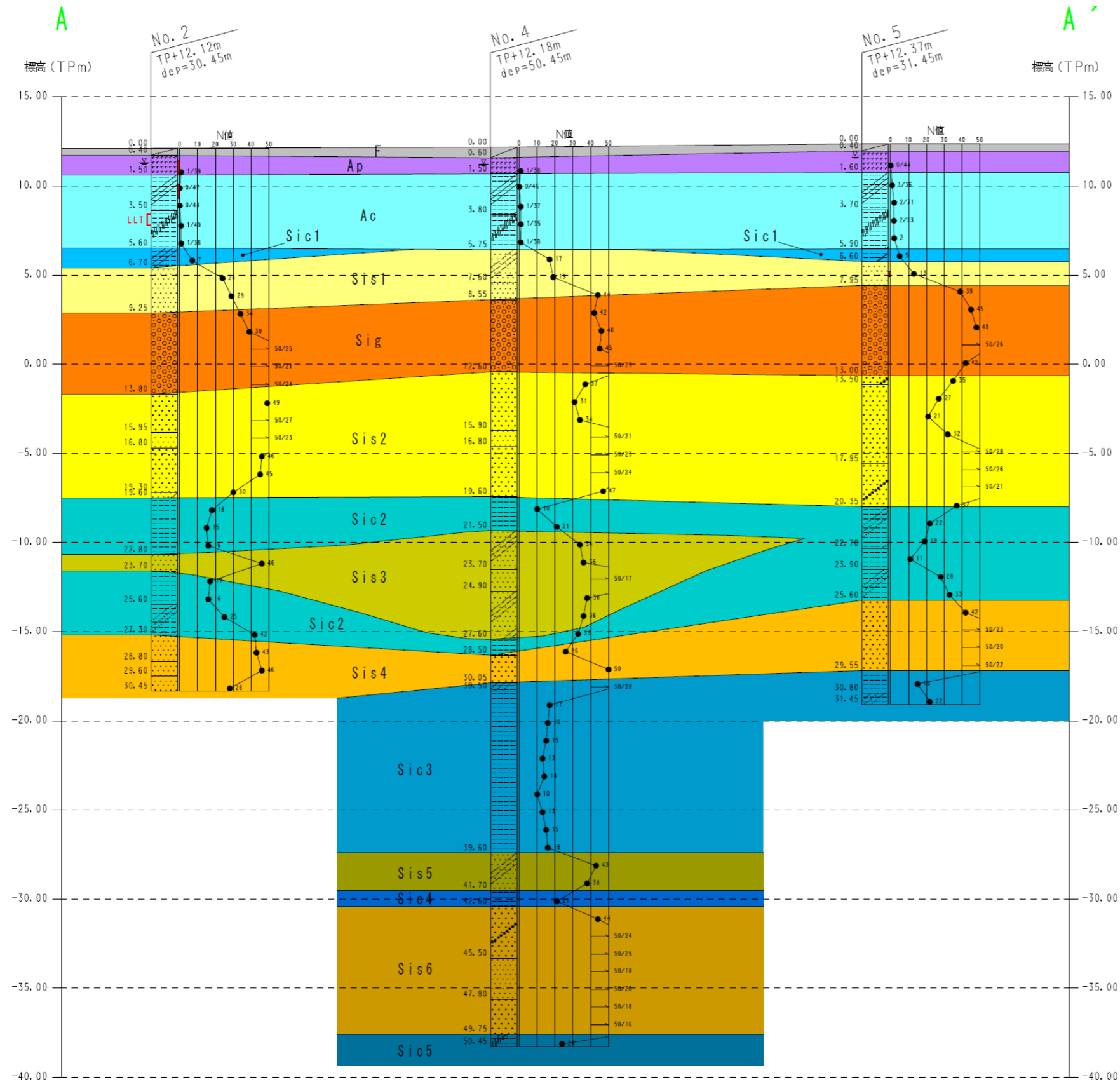
【凡例】

大分類	中分類	小分類	細分類	記号	
<b>山地</b>					
台地・段丘		段丘面			
		崖(段丘崖)			
		浅い谷			
低地	山麓堆積地形				
	扇状地				
	氾濫平野				
	氾濫平野	後背湿地			
	扇状地, 氾濫平野	微高地(自然堤防)			
		旧河道	旧河道(明瞭)		
	旧河道(不明瞭)				
		落堀			
砂州・砂丘					

出典:地理院地図/GSI Maps「治水地形分類図」(国土交通省 国土地理院)より作成

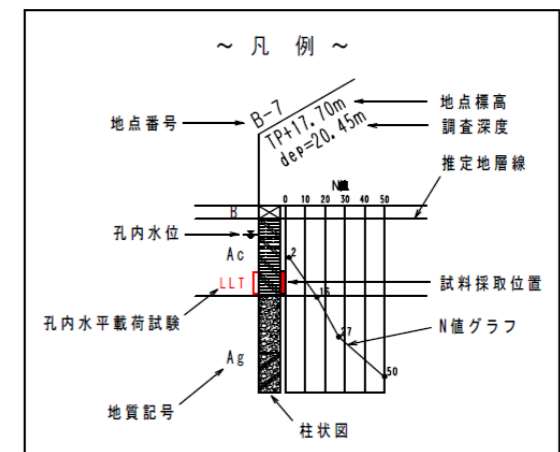
図 1 治水地形分類図





地質層序表

時代	地層名	記号	主な土質	N値分布
現世	表土層	F	表土	-
第四紀完新世	腐植土層	Ap	腐植土	0/50~1/38
	粘性土層	Ac	粘土質シルト 有機質シルト	0/50~2
第四紀更新世 (下総層群)	第1粘性土層	Sic1	シルト 粘土質シルト	5~10
	第1砂質土層	Sis1	細砂 シルト質細砂	8~44
	礫質土層	Sig	砂 礫	34~50以上
	第2砂質土層	Sis2	中砂・細砂 礫混じり中砂	17~50以上
	第2粘性土層	Sic2	硬質シルト 砂質シルト	10~33
	第3砂質土層	Sis3	細砂 シルト質細砂	33~50以上
	第4砂質土層	Sis4	細砂・中砂 礫混じり中砂	25~50以上
	第3粘性土層	Sic3	硬質シルト 砂質シルト	10~50以上
	第5砂質土層	Sis5	シルト質細砂	38~43
	第4粘性土層	Sic4	硬質シルト	21
	第6砂質土層	Sis6	礫混じり中砂 細砂・中砂	44~50以上
第5粘性土層	Sic5	有機質シルト	24	



出典: 鴻巣行田北本環境資源組合地質調査業務委託報告書(平成 29 年 3 月)

図 2 想定地質断面図

2. 基本計画素案(二酸化炭素排出量の算定結果)の訂正について

- ①基本計画素案(p.79 ほか)において、現施設と新施設の二酸化炭素排出量の算定し、両者を比較した(図 3)。
- ②しかしながら、本来乾燥ごみベースで試算するべき不燃ごみ中のプラスチック類の量が、湿潤ごみベースとなっていたため、不燃ごみ中のプラスチック類に係る試算において、正しい数値が算出できていなかった(表 2)。
- ③正しい算定結果を表 3 及び図 4 に示す。
- ④新施設を整備することによる二酸化炭素排出量削減の効果は約 55%となる。

表 2 【基本計画素案掲載】二酸化炭素排出量の算定結果(不燃ごみ中のプラスチック類)

項目		二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	
		現施設	
排出	⑦プラスチック類の燃焼		6,554
削減	⑧エネルギー代替		-4,906
合計			1,648

誤

表 3 【訂正】二酸化炭素排出量の算定結果(不燃ごみ中のプラスチック類)

項目		二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	
		現施設	
排出	⑦プラスチック類の燃焼		2,936
削減	⑧エネルギー代替		-2,198
合計			738

正

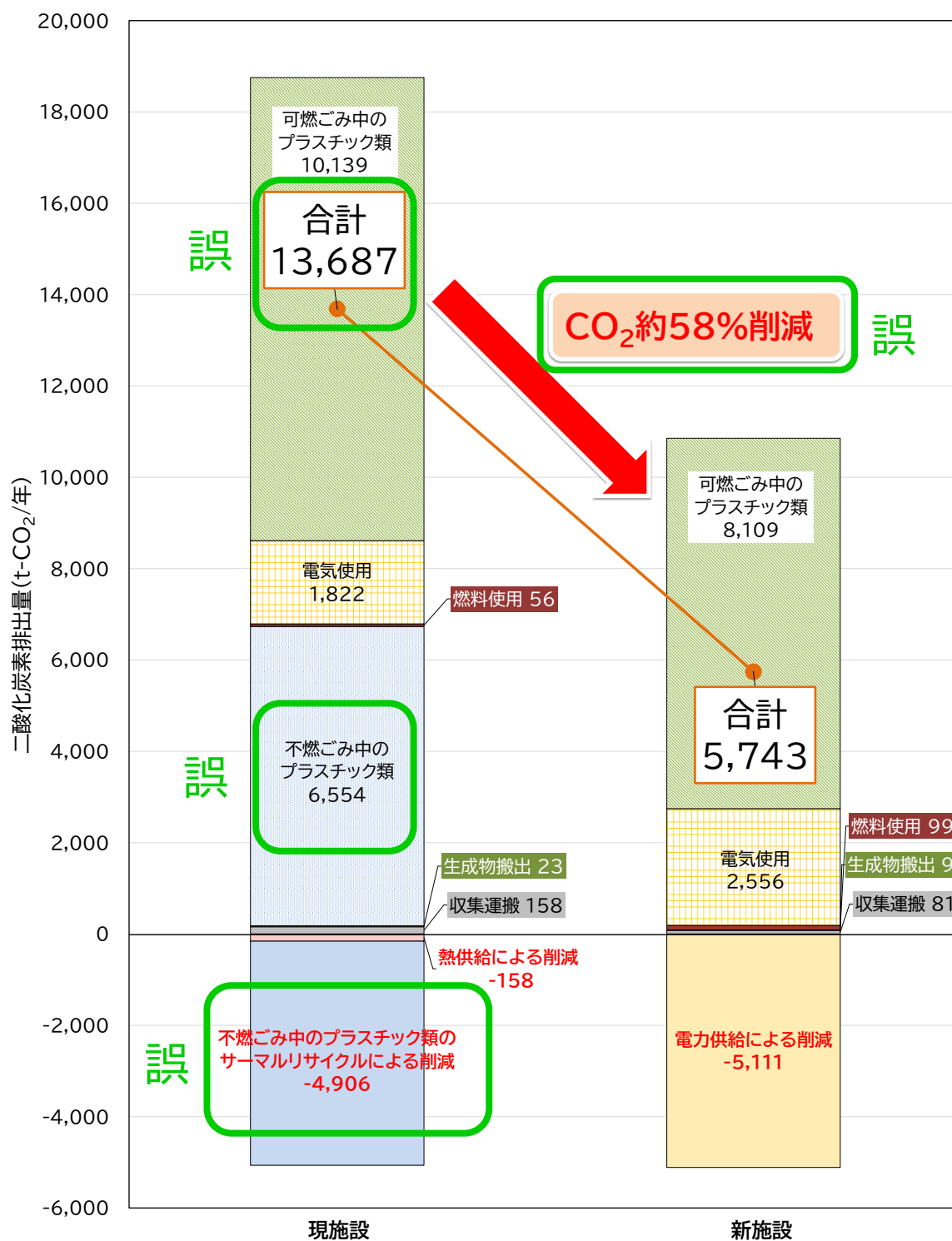


図 3 【基本計画素案掲載】二酸化炭素排出量の算定結果(全体)

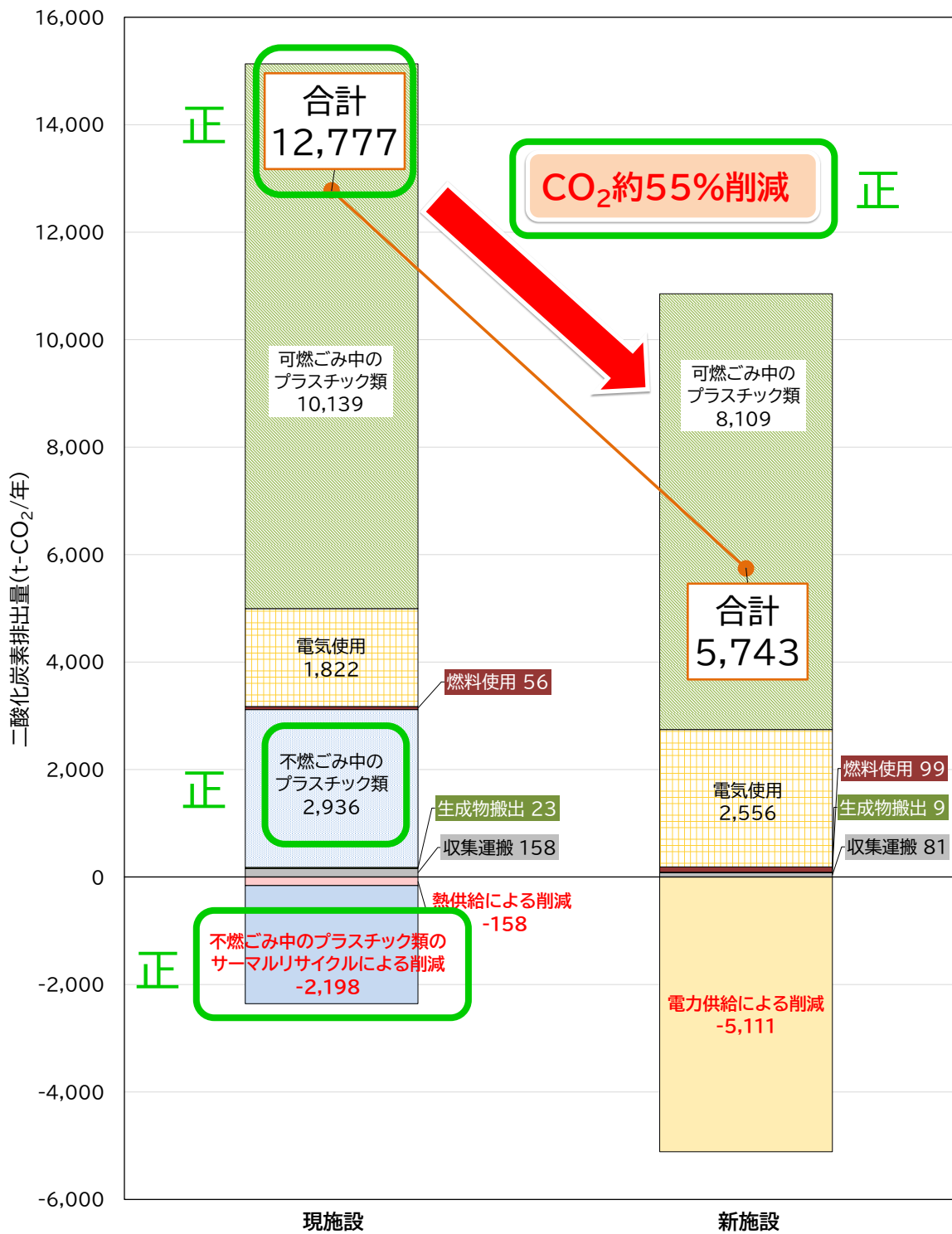


図 4 【訂正】二酸化炭素排出量の算定結果(全体)

以上